

合同チームの参加について（案）

鹿児島県高等学校体育連盟

平成28年4月20日

【鹿児島県高等学校体育連盟主催大会】

○大会基準要項の参加資格

- 1 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
- 2 部員不足によりチーム編成が困難な学校は、下記により同じく部員不足の学校同士による合同チームでの大会参加を認める。但し、競技専門部で合同チームによる参加が認められた競技に限る。
 - ア 出場に関する規定については、各競技実施要項による。
 - イ チームの編成においては、計画的に合同練習を実施できる近隣の学校同士を原則とする。
 - ウ 勝ち上がりについての制限は各競技専門部の申し合わせによる。

<統廃合による合同チームの考え方>

- (1) 本連盟では全国高等学校体育連盟の方針に従い、学校の統廃合は行政的な問題であるので、統廃合開始年度から終了年度までの2年間に限り、統廃合の対象となった学校の部同士が合同チームを組み、県高等学校総合体育大会（全国高等学校総合体育大会・全九州高等学校総合体育大会も含む）に参加することを認める。
- (2) 合同チームの組み方としては、統廃合の対象となった学校の部同士とするが、（廃校等）チームを組むべき対象が無い場合は、統廃合の対象外の学校との合同チームを認める。
- (3) 団体・個人両方実施される競技については、団体・個人とも合同チームとして出場できる。（団体は合同チームで出場し、個人は各学校枠で出場することは認めない。）
- (4) 合同チームで参加する場合、当該校の各学校長の了承のもと、県高体連事務局と関係競技専門委員長にあらかじめ連絡する。また、参加申込の際には合同チーム参加届（様式有り）を参加申込書類と同時に提出する。なお、申込に際しポジションや順番等のある競技については、顧問同士で連携を密にし、不備のないようにする。

<部員不足による合同チームの考え方>

- (1) 部員不足による合同チームは、全国高等学校体育連盟の方針に従い、部活動の活性化のためというのが基本的発想であり、合同チームの編成が勝利至上主義で行われることのないよう十分留意する。
- (2) 部員不足の学校においては、安易に合同チームだけに頼ることなく、部員以外の生徒の参加や新たな部員確保など部活動活性化に向けてた取り組みを行う。
- (3) 競技専門部により状況が異なるため、実施可能な競技専門部から実施に移す。
- (4) 合同チームで参加する場合、当該校の各学校長の了承のもと、県高体連事務局と関係競技専門委員長にあらかじめ連絡する。また、参加申込の際には合同チーム参加届（様式有り）を参加申込書類と同時に提出する。なお、申込に際しポジションや順番等のある競技については、顧問同士で連携を密にし、不備のないようにする。